Ш 9 町 α 冷和6年

令和6年2月6日 469

(警察本部生活保安課) ……28

(警察本部生活保安課) ……30

目 次

○警備業法第23条に規定する検定の実施 ○警備業法第23条に規定する検定の実施

告	示	(第65号-	第72号)

D W (N200.1) N217.1)		
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通	知 (農山漁村振興課)	1
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通	知 (農山漁村振興課)	1
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通	知 (農山漁村振興課)	2
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通	知 (農山漁村振興課)	2
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通	知 (農山漁村振興課)	3
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通	知 (農山漁村振興課)	3
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通	知 (農山漁村振興課)	3
○道路の供用の開始	(道路維持課)	$\cdots\cdots\cdots 4$
公 告		
○競争入札参加者の資格等	(総務事務厚生課)	$\cdots\cdots\cdots 4$
○一般競争入札の実施	(財産活用課)	6
○競争入札参加者の資格等	(総務事務厚生課)	9
○一般競争入札の実施	(警察本部会計課)	10
○一般競争入札の実施	(建築都市総務課)	13
○一般競争入札の実施	(建築都市総務課)	19
○都市計画の案に係る公聴会の開催	(都市計画課)	26
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	26
公安委員会		
○警備業法第23条に規定する検定の実施	(警察本部生活保安課)	27

内水面漁場管理委員会

○室見川における水産動植物の採捕禁止区域及び期間 (漁業管理課) ……33

○災害に伴う県税の期限の延長

福岡県告示第65号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森 林法 (昭和26年法律第249号) 第30条の規定により告示する。

令和6年2月6日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 保安林予定森林の所在場所

田川郡添田町大字落合字深倉山2291の2 (次の図に示す部分に限る。)

2 指定の目的

土砂の流出の防備

- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る 市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図|及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水 産部農山漁村振興課及び添田町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第66号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森 林法 (昭和26年法律第249号) 第30条の規定により告示する。

定期発行1

福岡市博多区東福岡市中央区高砂-

令和6年2月6日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 保安林予定森林の所在場所

田川郡福智町弁城395の1、398の1、399から402まで、440の1、440の11、568の10

- 、1565の40
- 2 指定の目的
 - 水源の涵養
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る 市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び福智町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第67号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

令和6年2月6日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 保安林予定森林の所在場所

田川郡添田町大字落合字深倉山2291の3 (次の図に示す部分に限る。)

- 2 指定の目的
 - 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法

- ア主伐は、択伐による。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る 市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水 産部農山漁村振興課及び添田町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第68号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

令和6年2月6日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 保安林予定森林の所在場所 朝倉市杷木松末字小汐254、255の3
- 2 指定の目的 水源の瀬養
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字小汐254・255の3 (以上2筆について次の図に示す部分に限る。)

- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種は定めない。
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る 市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図|及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水

么

産部農山漁村振興課及び朝倉市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第69号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

令和6年2月6日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 保安林予定森林の所在場所 八女市黒木町笠原字鰐八5127から5129まで
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。 字鰐八5127、5128 (次の図に示す部分に限る。)
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種は定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る 市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び八女市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第70号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

令和6年2月6日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 保安林予定森林の所在場所 朝倉市杷木久喜宮字永楽寺415、444
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。 字永楽寺415・444 (以上2筆について次の図に示す部分に限る。)
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種は定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る 市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水 産部農山漁村振興課及び朝倉市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第71号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

令和6年2月6日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 保安林予定森林の所在場所 朝倉市杷木志波字花立3229、3267、字平3539の2、3539の4、3544、3545
- 2 指定の目的土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法

ア次の森林については、主伐は、択伐による。

価

字花立3229・3267 (以上2筆について次の図に示す部分に限る。)、字平3539 の2・3539の4・3544・3545 (以上4筆について次の図に示す部分に限る。)

- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種は定めない。
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る 市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び朝倉市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第72号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和6年2月6日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧 に供する。

令和6年2月6日

令和6年2月6日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備 事務所名	路線名	供 用 開 始 の 区 間
朝倉	塔 瀬 十文字 泉 小 郡	朝倉市荷原2548番1先から 朝倉市荷原2549番1先まで

公 告

公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第 372号)の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 調達をする物品等又は特定役務の種類 筑豊教育事務所庁舎管理業務委託
- 2 競争入札参加者の資格
- (1) 競争入札に参加することができない者
 - ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項各号のいずれかに 該当する者(特別の理由がある場合を除く。)
 - イ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定 の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者であって、当該期間を経過 していないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人とし て使用する者
 - ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2 条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は法人であってそ の役員が暴力団員であるもの(それぞれアに該当する者を除く。)
 - エ 次に掲げる法律の規定により届出の義務が課されたものであって、当該届出の 義務を履行していない者
 - ① 健康保険法(大正11年法律第70号)第48条
 - ② 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条
 - ③ 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条
 - オ 県内の市町村において個人住民税 (個人県民税及び個人市町村民税)を特別徴収すべき者に対して給与の支払を行っている者であって、地方税法 (昭和25年法律第226号)第321条の4に規定する特別徴収義務者の指定を受けていないもの (特別の理由がある場合を除く。)
 - カ 競争入札参加資格審査申請書(電子計算処理組織(知事の使用に係る電子計算 機(入力装置を含む。以下同じ。)と入札参加資格を得ようとする者の使用に係 る電子計算機を電気通信回線で接続したものをいう。)による電磁的記録を含む
 - 。)及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
 - キ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
- (2) 競争入札参加資格審査事項については、次のとおりとする。
 - ア 従業員数

汨

- イ 年間売上高
- ウ 自己資本金
- 工 流動比率
- 才 経営年数
- カ 地域貢献活動項目(具体的な内容については、知事が別に定める。)
- 3 競争入札参加資格審査の申請方法等
- (1) 申請方法

次の書類を知事に提出するものとする。

- ア 競争入札参加資格審査申請書 (様式第1号)
- イ 法人にあっては登記事項証明書(3か月以内に発行された原本又は写し)、個人にあっては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び法務局が発行する登記されていないことの証明書(3か月以内に発行された原本又は写し)
- ウ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理 人に委任する場合は、委任状(様式第2号)
- エ 県税に未納のないことの証明書 (3か月以内に発行された原本又は写し)並び に消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書 (3か月以内に発行さ れた原本又は写し)
- オ 社会保険等加入状況報告(誓約)書(様式第10号)及び確認資料
- カ 個人住民税特別徴収実施申告(誓約)書(様式第11号)及び確認資料
- キ 法人にあっては財務諸表の写し(申請書提出日の属する事業年度の直前2事業年度分)、個人にあっては貸借対照表(申請書提出日の属する年の直前の12月31日現在のもの)(様式第3号)及び所得税確定申告書の写し(申請書提出日の属する年の直前2か年分)
- ク 障がい者の雇用状況の報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し 、報告義務がない場合で障がいのある方を雇用しているときには、障がい者雇用 状況調査票(様式第4号)
- ケ 営業概要表 (様式第5号)
- コ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあっては、官公需適格組合用営業概要表(様式第6号)及び官公需適格組合証明書(物品関係)の写し等

- サ 印刷業明細表(印刷業のみ) (様式第7号)
- シ ビル清掃管理業明細表 (ビル清掃管理業のみ) (様式第8号)
- ス 暴力団排除に関する誓約書(役員名簿) (様式第9号)
- セ 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し
- ソ 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿
- タ ISO9000シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し
- チ 福岡県物品関係競争入札参加者の格付及び指名等に関する要綱の付表の区分にあるものに係る評価申請書等(ただし、障がい者雇用はクに掲げるもの)
- ツ 返信用封筒(404円切手を貼付した長形3号封筒)
- (2) 申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先 福岡県総務部総務事務厚生課調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

(電話番号) 092-643-3092 (ダイヤルイン)

申請書は、福岡県庁ホームページ(https://www.pref.fukuoka.lg.jp/)からダウンロードすることにより入手することができる。

(3) 申請書の受付期間

この公告の日から令和6年2月13日(火曜日)までとする。

ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、競争入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。

- 4 競争入札参加資格審査結果の通知
 - 競争入札参加資格決定通知書により通知(郵送)する。
- 5 競争入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続
- (1) 競争入札参加資格の有効期間

競争入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから令和 7年9月末日までとする。

(2) 有効期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、令和7年7月中に実施する福岡県競争入札 参加資格審査の申請をすること。 公告

特定調達契約について、次のとおり一般競争入札に付します。 令和6年2月6日

> 福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 調達内容
- (1) 調達役務の名称 筑豊教育事務所庁舎管理業務委託
- (2) 調達役務の特質等 入札説明書による。
- (3) 履行期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで
- (4) 履行場所

飯塚市立岩1401番地2

福岡県教育庁筑豊教育事務所

2 入札参加資格(地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5第1項の規定 に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。)

福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の一 般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格(令和4年4月福岡県告示第 371号) に定める資格を得ている者(競争入札参加資格者名簿(物品)登載者)

3 入札参加資格を得るための申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望するものは、本県の所定の競争 入札参加資格審査申請書に必要事項を記入の上、次の部局へ提出すること。

・申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務厚生課調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-643-3092 (ダイヤルイン)

申請書は、福岡県庁ホームページ(https://www.pref.fukuoka.lg.jp/)からダウン ロードすることにより入手することができる。

4 入札参加条件(地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加管

格をいう。以下同じ。)

令和6年3月4日(月曜日)現在において、次の条件を満たすこと。 なお、開札時点においても同条件を満たすこと。

- (1) 2の入札参加資格を有する者のうち、入札参加希望業種が業種品目13-03(ビル 清掃管理)で、「AA」の等級に格付けされている者
- (2) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生 法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者
- (3) 当該業務を実施する営業所において、建築物における衛牛的環境の確保に関する 法律(昭和45年法律第20号)第12条の2第1項第1号若しくは第8号により本県知 事の登録(清掃業又は総合管理業の登録をいう。以下同じ。)を受けている者又は 本県以外の都道府県知事の登録を受けており、かつ、仕様に基づく業務履行が可能 な場所に適正な従事者及び機械器具等を有する事業活動の拠点を設置することが可 能である者
- (4) 事業共同組合は、官公需適格組合の証明を保持していること。
- (5) 事業協同組合等とその組合員の関係に該当する者は、同時に本件業務の入札に参 加できない。
- (6) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱(平成14年2月22日13管 達第66号総務部長依命通達)に基づく指名停止(以下「指名停止」という。)期間 中でない者
- (7) 過去3年の間の契約においてその契約を誠実に履行し、契約事故のない者(地方 自治法施行令第167条の4第2項に該当しない者)
- 5 当該契約に関する事務を担当する部局の名称 福岡県教育庁筑豊教育事務所総務課管理係 〒820-0003 飯塚市立岩1401番地2 電話番号 0948-25-2601 FAX 0948 - 25 - 4948
- 6 契約条項を示す場所 5の部局とする。
- 7 入札説明書の交付

么

(1) 期間等

令和6年2月7日(水曜日)から令和6年3月4日(月曜日)までの福岡県の休日を定める条例(平成元年福岡県条例第23号)第1条第1項に規定する県の休日(以下「県の休日」という。)を除く毎日、午前9時00分から午後5時00分まで

(2) 場所

5の部局とする。

8 仕様等に関する質問の期限

仕様に関する質問は、必ず書面又はFAXにより令和6年3月4日(月曜日)の午後4時00分までに提出すること。

- 9 入札参加申込み
- (1) 提出書類

入札参加申請書

- (2) 提出場所 5の部局とする。
- (3) 提出期限

令和6年3月4日(月曜日)午後4時00分

(4) 提出方法

直接(ただし、県の休日には受領しない。)又は郵送(書留郵便に限る。提出期 限内必着)で行う。

- 10 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨日本語及び日本国通貨
- 11 入札書の提出場所及び提出期限
 - (1) 提出場所
 - 5の部局とする。

令和6年3月18日(月曜日)午後5時00分

(3) 提出方法

(2) 提出期限

直接(ただし、県の休日には受領しない。)又は郵送(書留郵便に限る。期限内 必着)で行う。

- 12 開札の日時及び場所
- (1) 日時

令和6年3月19日(火曜日)午前11時00分

(2) 場所

福岡県教育庁筑豊教育事務所 2階 第4研修室

13 落札者がない場合の措置

開札をした場合において落札者がないときは、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により、別に定める日時に再度の入札を行う。ただし、開札の際、入札者又はその代理人の全てが立ち会っている場合にあって、その全ての同意が得られれば直ちにその場で行う。

- 14 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金

見積金額(令和6年4月1日から令和11年3月31日までの履行期間に係る入札金額の総額に100分の10を加算した金額をいう。以下同じ。)の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

- ア 県を被保険者とする入札保証保険契約(見積金額の100分の5以上を保険金額とし、入札日以前から令和6年4月1日までを保険期間とするもの)を締結し、 その証書を提出する場合
- イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国(独立行政法人等を含む。)と種類及び規模をほぼ同じくする契約(契約金額(60か月分)のうち、12か月分に相当する金額の2割に相当する金額より高い金額(契約が複数年にわたる場合は、12か月分相当金額)の契約をいう。以下同じ。)を履行(2件以上)したことを証明する書面(当該発注者が交付した証明書)を提出する場合
- (2) 契約保証金

契約金額(令和6年4月1日から令和11年3月31日までの履行期間に係る総額。 以下同じ。)の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約(契約金額の100分の10以上の保険金額

么

とし、契約締結の日から令和11年3月31日までを保険期間とするもの)を締結し 、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国(独立行政法人等を含む。)との種類及び規模をほぼ同じくする契約を履行(2件以上)したことを証明する書面(当該発注者が交付した証明書)を提出する場合

15 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、13により再度入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

- (1) 入札金額の記載がない入札又は入札金額を訂正した入札
- (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札
- (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札
- (4) 所定の場所及び日時に到達しない入札
- (5) 入札者又はその代理人の記名がなく、入札者が判明できない入札
- (6) 入札保証金が14の(1)に規定する金額に達しない入札
- (7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札
- (8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者(開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。)及び虚偽の申請を行った者がした入札
- (9) 入札書の日付がない入札又は日付に記載誤りがある入札

16 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。 ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容 に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締 結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であ ると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者の うち最低の価格をもって入札したものを落札者とすることがある。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のう

ち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入 札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

17 調査基準価格の有無

有

18 その他

- (1) 契約書の作成を要する。落札者は暴力団排除条項を記載した誓約書を契約締結時までに提出すること。
- (2) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報 (公知の事実を除く。) を漏らしてはならない。
- (3) 本件契約は、議会における当該契約に係る予算の成立を条件とするものであり、成立した予算の範囲内の委託契約金額をもって、各年度4月1日に確定する。
- (4) この調達契約は、世界貿易機関(WTO)協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。なお、同協定に基づいて設置した福岡県政府調達苦情検討委員会への苦情申し立てについては福岡県庁ホームページ(https://www.pref.fukuoka.lg.jp/)に掲載している。
- (5) 特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合、調達手続の停止等があり得る。
- (6) その他詳細は入札説明書による。

19 Summary

- (1) Nature and quantity of the service required : Cleaning services of the Chikuho Board of Education Office
- (2) Contractual period: From April 1, 2024 through March 31, 2029
- (3) Location of services required: Chikuho Board of Education Office,1401 2, Tateiwa, Iizuka City, 820 0003, Japan
- (4) The closing date and time for the submission of application forms and attached documents for the qualification confirmation: 4:00 P. M. March, 4, 2024
- (5) The date and time for the submission of tenders: 5:00 P. M. March, 18, 2024
- (6) Contact point where documents for tendering a bid are available: General Affairs of Chikuho Board of Education Office, 1401 2, Tateiwa, Iizuka City, 820

账

-0003, Japan

Tel 0948 - 25 - 2601

公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。 令和6年2月6日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 調達をする物品等又は特定役務の種類
 - ・警察官被服購入(男性警察官用冬服上衣ほか)に係る単価契約
 - ・警察官被服購入(男性警察官用合服上衣ほか)に係る単価契約
 - ・警察官被服購入(男性警察官用夏服上衣(長袖)ほか)に係る単価契約
 - ・警察官被服購入(男性警察官用冬ワイシャツほか)に係る単価契約
 - ・警察官被服購入(男性警察官用合ワイシャツほか)に係る単価契約
 - ・警察官被服購入(男性警察官用夏服ズボンほか)に係る単価契約
 - ・警察官被服購入(男性警察官用雨衣ほか)に係る単価契約
- 2 競争入札参加者の資格
- (1) 競争入札に参加することができない者
 - ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項各号のいずれかに 該当する者(特別の理由がある場合を除く。)
 - イ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定 の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者であって、当該期間を経過 していないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人とし て使用する者
 - ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2 条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は法人であってそ の役員が暴力団員であるもの(それぞれアに該当する者を除く。)
 - エ 次に掲げる法律の規定により届出の義務が課されたものであって、当該届出の 義務を履行していない者

- ① 健康保険法(大正11年法律第70号)第48条
- ② 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条
- ③ 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条
- オ 県内の市町村において個人住民税(個人県民税及び個人市町村民税)を特別徴収すべき者に対して給与の支払を行っている者であって、地方税法(昭和25年法律第226号)第321条の4に規定する特別徴収義務者の指定を受けていないもの(特別の理由がある場合を除く。)
- カ 競争入札参加資格審査申請書(電子計算処理組織(知事の使用に係る電子計算 機(入力装置を含む。以下同じ。)と入札参加資格を得ようとする者の使用に係 る電子計算機を電気通信回線で接続したものをいう。)による電磁的記録を含む
- 。)及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
- キ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
- (2) 競争入札参加資格審査事項については、次のとおりとする。
 - ア 従業員数
 - イ 年間売上高
 - ウ 自己資本金
 - 工 流動比率
 - 才 経営年数
 - カ 地域貢献活動項目(具体的な内容については、知事が別に定める。)
- 3 競争入札参加資格審査の申請方法等
- (1) 申請方法

次の書類を知事に提出するものとする。

- ア 競争入札参加資格審査申請書(様式第1号)
- イ 法人にあっては登記事項証明書(3か月以内に発行された原本又は写し)、個人にあっては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び法務局が発行する登記されていないことの証明書(3か月以内に発行された原本又は写し)
- ウ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理 人に委任する場合は、委任状(様式第2号)
- エ 県税に未納のないことの証明書(3か月以内に発行された原本又は写し)並び

に消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書 (3か月以内に発行された原本又は写し)

- オ 社会保険等加入状況報告(誓約)書(様式第10号)及び確認資料
- カ 個人住民税特別徴収実施申告(誓約)書(様式第11号)及び確認資料
- キ 法人にあっては財務諸表の写し(申請書提出日の属する事業年度の直前2事業年度分)、個人にあっては貸借対照表(申請書提出日の属する年の直前の12月31日現在のもの)(様式第3号)及び所得税確定申告書の写し(申請書提出日の属する年の直前2か年分)
- ク 障がい者の雇用状況の報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し 、報告義務がない場合で障がいのある方を雇用しているときには、障がい者雇用 状況調査票(様式第4号)
- ケ 営業概要表 (様式第5号)
- コ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあっては、官公需適格組 合用営業概要表(様式第6号)及び官公需適格組合証明書(物品関係)の写し等
- サ 印刷業明細表(印刷業のみ) (様式第7号)
- シ ビル清掃管理業明細表 (ビル清掃管理業のみ) (様式第8号)
- ス 暴力団排除に関する誓約書(役員名簿) (様式第9号)
- セ 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し
- ソ 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿
- タ ISO9000シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し
- チ 福岡県物品関係競争入札参加者の格付及び指名等に関する要綱の付表の区分にあるものに係る評価申請書等(ただし、障がい者雇用はクに掲げるもの)
- ツ 返信用封筒(404円切手を貼付した長形3号封筒)
- (2) 申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務厚生課調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

(電話番号) 092-643-3092 (ダイヤルイン)

申請書は、福岡県庁ホームページ(https://www.pref.fukuoka.lg.jp/)からダウンロードすることにより入手することができる。

(3) 申請書の受付期間

この公告の日から令和6年2月27日(火曜日)までとする。

ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、競争入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。

4 競争入札参加資格審査結果の通知

競争入札参加資格決定通知書により通知(郵送)する。

- 5 競争入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続
- (1) 競争入札参加資格の有効期間

競争入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから令和 7年9月末日までとする。

(2) 有効期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、令和7年7月中に実施する福岡県競争入札参加資格審査の申請をすること。

公告

政府調達に関する協定の適用を受ける物品の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

令和6年2月6日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 調達内容
- (1) 調達案件名
 - ア 警察官被服購入(男性警察官用冬服上衣ほか)に係る単価契約
 - イ 警察官被服購入(男性警察官用合服上衣ほか)に係る単価契約
 - ウ 警察官被服購入(男性警察官用夏服上衣(長袖)ほか)に係る単価契約
 - エ 警察官被服購入(男性警察官用冬ワイシャツほか)に係る単価契約
 - オ 警察官被服購入(男性警察官用合ワイシャツほか)に係る単価契約
 - カ 警察官被服購入(男性警察官用夏服ズボンほか)に係る単価契約
 - キ 警察官被服購入(男件警察官用雨衣ほか)に係る単価契約
- (2) 調達物品及び数量

入札説明書による。

(3) 納入期限

令和6年4月1日(月曜日)から令和7年3月31日(月曜日)までの間

(4) 納入場所

福岡県警察本部総務部装備課が指定する場所

2 入札参加資格(地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5第1項の規定 に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。)

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格(令和4年4月福岡県告示第371号)」に定める資格を得ている者(令和4年度競争入札参加資格者名簿(物品)登載者)

3 入札参加資格を得るための申請の方法

2 に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望するものは、本県の所定の競争 入札参加資格審査申請書に必要事項を記入の上、次の部局へ提出すること。

・申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務厚生課調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 (092-643-3092 (ダイヤルイン)

申請書は、福岡県庁ホームページ(https://www.pref.fukuoka.lg.jp/)からダウンロードすることにより入手することができる。

4 入札参加条件(地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。)

令和6年3月19日(火曜日)現在において、次の条件を満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、業種及び等級が次の条件を満たす者

大分類	中分類	業種名	等級
11	01	繊維	Δ Δ Δ
12	01	百貨	AA, A

(2) 当該物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者

- (3) 納入する物品又は類似する物品について、相当期間の実績を有すること。
- (4) 納入する物品に係るアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できること。
- (5) 民事再生法 (平成11年法律第225号) に基づく再生手続開始の申立て又は会社更 生法 (平成14年法律第154号) に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者
- (6) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱(平成14年2月22日13管 達第66号総務部長依命通達)に基づく指名停止(以下「指名停止」という。)期間 中でない者
- 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称 福岡県警察本部総務部会計課 〒812-8576 福岡市博多区東公園7番7号 電話番号 092-641-4141 内線2233
- 6 契約条項を示す場所 5の部局とする。
- 7 入札説明書の交付

令和6年2月6日(火曜日)から令和6年3月18日(月曜日)までの福岡県の休日を定める条例(平成元年福岡県条例第23号)第1条に規定する休日(以下「県の休日」という。)を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分まで5の部局で交付する。

- 8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- 9 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法
- (1) 提出場所 5の部局とする。
- (2) 提出期限 令和6年3月19日(火曜日)午後5時45分
- (3) 提出方法

持参(ただし、県の休日には受領しない。)又は郵便(書留郵便に限る。提出期限内必着)で行う。

10 開札の場所及び日時

(1) 場所

福岡県警察本部入札室(地下1階北側)

- (2) 日時
 - ア 令和6年3月21日(木曜日)午前9時30分
 - イ 令和6年3月21日(木曜日)午前9時50分
 - ウ 令和6年3月21日(木曜日)午前10時10分
 - 工 令和6年3月21日(木曜日)午前10時30分
 - オ 令和6年3月21日(木曜日)午前10時50分
 - カ 令和6年3月21日(木曜日)午前11時10分
 - キ 令和6年3月21日(木曜日)午前11時30分
- 11 落札者がない場合の措置

開札をした場合において落札者がないときは、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はその代理人のすべてが立ち会っている場合にあっては直ちにその場で、郵送入札を含む場合にあっては別に定める日時及び場所において行う。

- 12 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金

各見積単価(10%税込み)に発注予定数を乗じ、合計した金額の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

- ア 県を被保険者とする入札保証保険契約(各見積単価(10%税込み)に発注予定数を乗じ、合計した金額の100分の5以上を保険金額とするもの)を締結し、その証書を提出する場合
- イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国(独立行政法人等を含む。)との同種・同規模の契約を履行(2件以上)したことを証明する書面を提出する場合
- (2) 契約保証金

各契約単価(10%税込み)に発注予定数を乗じ、合計した金額の100分の10以上の 契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契 約保証金の納付が免除される。

- ア 県を被保険者とする履行保証保険契約(各契約単価(10%税込み)に発注予定数を乗じ、合計した金額の100分の10以上を保険金額とするもの)を締結し、その証書を提出する場合
- イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国(独立行政法人等を含む。)との同種・同規模の契約を履行(2件以上)したことを証明する書面を提出する場合
- 13 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、11により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

- (1) 入札金額の記載がない入札又は入札金額を訂正した入札
- (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札
- (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札
- (4) 所定の場所及び日時に到達しない入札
- (5) 入札者又はその代理人の記名がなく、入札者が判明できない入札
- (6) 入札保証金又はこれに代わる担保の納付が12の(1)に規定する金額に達しない入札
- (7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札
- (8) 入札内訳書の積算が誤った入札
- (9) 入札書の日付がない入札又は日付に記載誤りがある入札
- (10) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者 (開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。)及び虚偽の申請を行った者がした入札
- 14 落札者の決定方法
 - (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
 - (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者に くじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のう ち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入

畑

札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

15 その他

- (1) 契約書の作成を要する。落札者は暴力団排除条項を記載した誓約書を提出すること。
- (2) この調達契約は、世界貿易機関(WTO)協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (3) 調達手続の停止等

特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会の要請が あった場合は、調達手続の停止等があり得る。

- (4) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県 の情報(公知の事実を除く。)を漏らしてはならない。
- (5) その他詳細は入札説明書による。

16 Summary

- (1) General descriptions of the per-piece cost contracts that are going to be bid for
 - 7 Winter coats and the other items for police officers
 - 1 Spring/autumn coats and the other items for police officers
 - ウ Summer shirts, part of uniform, for police officers

 - オ Spring/autumn shirts for police officers
 - β Summer pants and the other items for police officers
 - ‡ Raincoats for police officers
- (2) Contract Period: From the day on which the contract becomes effective according to the contract signed between the Governor of Fukuoka Prefecture and the party concerned through March 31, 2025
- (3) Time Limit of Tender: 5:45 P. M. on March 19, 2024
- (4) Unit/ Section in charge of the notice: Supply Unit, Accounting Section, General Affairs Division, Fukuoka Prefectural Police Headquarters 7 - 7, Higashi – koen, Hakata – ku, Fukuoka City, 812 – 8576, Japan

TEL 092 - 641 - 4141 (Ext. 2233)

公告

福岡県が発注する政府調達に関する協定の適用を受ける建設工事について、次のとおり一般競争入札に付します。

令和6年2月6日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 工事名

早良特別支援学校(仮称)新築工事

2 工事場所

福岡市早良区大字小笠木

3 工事概要

建築一式工事(特別支援学校(鉄筋コンクリート造、地上4階建て、延床面積 9.633.34㎡)の新築工事)

4 使用する主要な資機材

コンクリート 約9.000m³

鉄筋 約1.100 t

鉄骨 約110 t

5 工期

令和6年6月定例県議会に係る契約の効力発生の日から令和7年12月26日(金曜日)まで

- 6 工事の発注方式
- (1) 本工事は、入札時に施工計画等に関する技術提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式(標準型)の適用工事である。
- (2) 本工事は、最低制限価格は適用されず、低入札価格調査の対象工事である。
- (3) 本工事は、低入札価格調査の対象となる調査基準価格(以下「調査基準価格」という。)及び数値的判断による失格基準を設けている。

なお、詳細は「福岡県建築都市部建設工事低入札価格調査実施要領」(以下「低

入札価格調査実施要領」という。)による。

- (4) 本工事の契約は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条に規定する県議会の 議決事項であり、落札者決定後、落札者との間に仮契約を締結し、県議会の議決を 経て本契約となるものである。
- 7 電子入札に関する事項

本工事は、電子入札システムにより入札手続を行う電子入札対象工事である。ただ し、電子入札システムによりがたい場合は、紙での入札手続(以下「紙入札方式」と いう。)によることができる。

- 8 入札に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
- (1) 入札手続に関すること

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

福岡県建築都市部建築都市総務課契約室(県庁行政棟7階)

電話番号 092-643-3707

(2) 工事に関すること

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

福岡県建築都市部営繕設備課学校設計係(県庁行政棟7階)

電話番号 092-643-3746

9 入札参加資格(地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5第1項の規定 に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。)

建築一式工事について、「福岡県が施工する建設工事等の請負契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格」(平成28年3月福岡県告示第219号)に定める資格を開札時から契約の効力が発生する時まで継続して有していること。

10 入札参加条件(地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。)

令和6年2月21日 (水曜日) 現在において、次の条件を満たすこと。 なお、開札時点においても同条件を満たすこと。

- (1) すべての参加者に対する条件
 - ア 地方自治法施行令第167条の4に該当する者でないこと。
 - イ 福岡県建設工事に係る建設業者の指名停止等措置要綱(昭和62年6月30日総務

部長依命通達)に基づく指名停止(以下「指名停止」という。)期間中でないこと。なお、指名停止期間中でないこととは、入札参加申込受付の期限日から落札 決定の日までの期間中に指名停止を受けていないことをいう。

- ウ 福岡県建設工事競争入札参加者の格付及び選定要綱(昭和54年9月22日総務部 長依命通達)第7条第2項の規定に基づく措置期間中でないこと。
- エ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと(更生手続開始の決定後又は再生手続開始の決定後、手続開始決定日以降の日を審査基準日とする経営事項審査(以下「経審」という。)に基づく入札参加資格者名簿の登載者を除く。)。
- オ 当該工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本・人事面において関連がある建設業者でないこと。
- カ 次の(ア)から(ウ)までに定める届出の義務を履行していない建設業者(当該届出の 義務がない者を除く。)でないこと。
- (ア) 健康保険法(大正11年法律第70号)第48条の規定による届出の義務
- (イ) 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条の規定による届出の義務
- (ウ) 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定による届出の義務
- キ 建築工事業について、建設業法(昭和24年法律第100号)第3条の規定による許可を有して営業年数が3年以上あり、同法第15条の規定による特定建設業の許可を受けていること。
- ク 2者組合せによる特定建設工事共同企業体(以下「JV」という。)(出資割合は30%以上であること。)又は単体企業で施工すること。なお、本工事に係る JVの構成員は、単体企業で参加することができないこと。
- (2) 2者組合せによる I V の構成員に対する条件
 - ア 代表構成員に対する条件
 - (ア) 平成20年度以降に元請として、主たる構造が鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で、3,800㎡以上の建築物の新築、改築又は増築に係る建築一式工事を施工した実績(共同企業体による施工については、出資割合が20%以上の工事に限る。)を有すること。なお、面積は建築基準法(昭和25年法律

第201号)による建物1棟分の延床面積とする。

- (イ) 建築工事業について監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者を監理技術者として契約工期開始日から当該工事に専任で配置できる者であること。ただし、現場説明書に専任を要しない期間の定めがある場合は、この限りでない。なお、当該工事は、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者の配置を認めない。
- (ウ) 建築一式工事について、審査基準日が令和3年10月1日から令和4年9月30日までにある経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の総合評定値(以下「評点|という。)が1.190点以上であること。

ただし、(1)エに規定する決定日以降の経審を受けている場合は、決定日以降 の経審による評点が1.190点以上であること。

- (エ) 構成員中、最大の施工能力を有し、かつ出資割合が最大であること。
- (オ) 本工事に係る他の I V の構成員となることができないこと。
- イ 他の構成員に対する条件
- (ア) 平成20年度以降に元請として、主たる構造が鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で、900㎡以上の建築物の新築、改築又は増築に係る建築一式工事を施工した実績(共同企業体による施工については、出資割合が20%以上の工事に限る。)を有すること。なお、面積は建築基準法による建物1棟分の延床面積とする。
- (4) 建築工事業について監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する 者又は国家資格を有する主任技術者を契約工期開始日から当該工事に専任で配 置できる者であること。ただし、現場説明書に専任を要しない期間の定めがあ る場合は、この限りでない。
- (ウ) 建築一式工事について、審査基準日が令和3年10月1日から令和4年9月30日までにある評点が900点以上であること。

ただし、(1)エに規定する決定日以降の経審を受けている場合は、決定日以降 の経審による評点が900点以上であること。

- (エ) 本工事に係る他の | Vの構成員となることができないこと。
- (3) 単体企業の参加者に対する条件

(2)のアの(ア)ら(ウ)までのとおりとする。

- 11 総合評価方式に関する事項
- (1) 評価項目及び配点

各評価項目について別に定める評価基準(福岡県ホームページ掲載の「別表1: 評価項目及び評価基準」)に基づき評価する。

- (2) 総合評価の方法
 - 「10 入札参加条件」を満たす入札参加者全てに標準点(100点)を与え、さら に(1)について評価し、0~20点の範囲で加算点を加えたものを技術評価点とし、技 術評価点を入札価格で除して得られた評価値により評価を行う。

(算出式)

技術評価点=標準点(100点)+加算点(0~20点)

評価値=技術評価点/入札価格

落札者の決定方法は、21による。

(3) 技術提案の作成

技術提案は、入札説明書に基づき作成するものとする。

- 12 入札説明書の交付
- (1) 期間

令和6年2月6日(火曜日)から令和6年3月22日(金曜日)までの毎日(福岡県の休日を定める条例(平成元年福岡県条例第23号)第1条に規定する休日(以下「県の休日」という。)を除く。)、午前9時00分から午後5時00分まで

(2) 場所

8(1)に同じ。

また、福岡県ホームページからダウンロードすることによる交付も行う。

なお、郵送による交付を希望する場合は、返信用切手を貼り付けた宛先明記の返信用封筒を同封の上、8(1)に請求すること。

13 契約条項等を示す場所及び日時

本件工事に係る工事請負契約書案の縦覧を8(1)、設計図面及び仕様書の縦覧を8(2) の部局で行う。

(1) 縦覧期間

縦覧期間は、令和6年2月6日(火曜日)から令和6年4月19日(金曜日)までの毎日(ただし、県の休日を除く。)、午前9時00分から午後5時00分までとする。

(2) 設計図面の配付

設計図面については、令和6年2月6日(火曜日)から令和6年4月19日(金曜日)までの県の休日を除く毎日、8(1)の部局より配付する。希望者は、FAXにより申し込んだ後に受け取ること。

- 14 入札参加申込みの受付
- (1) 電子入札対応の場合

令和6年2月6日(火曜日)から令和6年2月21日(水曜日)までの毎日(県の休日を除く。)、午前9時00分から午後5時00分(ただし、受付最終日については午後3時00分)までに電子入札システムにより提出すること。ただし、持参又は郵送を必要とする書類については、8(1)の場所に上記の期間の毎日(県の休日を除く。)、午前9時00分から午後5時00分(ただし、受付最終日については午後3時00分)までに提出すること(郵送は書留郵便に限る。期間内必着)。

(2) 紙入札方式による場合

持参又は郵送により、8(1)の場所に、令和6年2月6日(火曜日)から令和6年2月21日(水曜日)までの毎日(県の休日を除く。)、午前9時00分から午後5時00分(ただし、受付最終日については午後3時00分)までに提出すること(郵送は書留郵便に限る。期間内必着)。

- 15 入札書の受領期間、提出場所及び提出方法
- (1) 受領期間
 - ア 電子入札対応の場合

令和6年4月8日(月曜日)から令和6年4月19日(金曜日)午後2時58分までの電子入札システム稼働時間

イ 紙入札方式による場合

持参により提出する場合は令和6年4月8日(月曜日)から令和6年4月19日(金曜日)午後3時00分まで(県の休日を除く。)に提出すること。ただし、郵送により提出する場合は、令和6年4月8日(月曜日)から令和6年4月18日(

木曜日)午後5時00分までに提出すること。

(2) 提出場所 8(1)に同じ

(3) 提出方法

ア 入札書は、電子入札システムにより提出すること。

- イ 紙入札方式による場合は、持参又は郵送により提出すること(郵送は書留郵便 に限る。期間内必着)。
- ウ 入札執行回数は、1回とする。
- 16 工事費内訳書の提出

入札に際し、入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書を電子入札システムにより提出すること。ただし、紙入札方式による場合は、持参又は郵送により提出すること。

17 技術提案の提出

入札説明書に示す期限までに提出された技術提案のうち、発注者が採用すると通知 した技術提案を所定の様式に記載の上、入札の際に、電子入札システムにより提出す ること。ただし、紙入札方式による場合は、持参又は郵送により提出すること。

- 18 開札の日時及び場所
- (1) 日時

入札終了後、直ちに行う。

(2) 場所

福岡市博多区東公園7番7号

福岡県建築都市部建築都市総務課入札室(県庁行政棟7階)

- 19 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金

見積もった契約希望金額(税込み)の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を8(1)の場所に納付し、又は提供すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約(見積もった契約希望金額(税込み)の 100分の5以上を保険金額とするもの)を締結し、その証券を提出する場合

- イ 全ての構成員について、過去2年以内に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国(独立行政法人等を含む。)との同種・同規模の契約を履行(2件)したことを証明する書面を提出する場合
- (2) 契約保証金

請負代金額の100分の10以上(調査基準価格を下回った価格で契約を締結したときは、100分の30以上)とする契約保証金又はこれに代わる担保を納付し、又は提供すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、契約保証金の納付が免除される。

- ア 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約 (請負代金額の100分の10以上 (調査基準価格を下回った価格で契約を締結したときは、100分の30以上) を保険金額とするもの)を締結し、その証券を提出する場合
- イ 保険会社等と工事履行保証契約 (請負代金額の100分の10以上 (調査基準価格を下回った価格で契約を締結したときは、100分の30以上) を保険金額とするもの) を締結し、その証券を提出する場合
- 20 入札の無効
 - (1) 次の入札は、無効とする。
 - ア 金額の記載がない入札
 - イ 法令又は入札説明書等において示した入札に関する条件に違反している入札
 - ウ 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札
 - エ 所定の場所及び日時に到達しない入札
 - オ 電子入札の場合、入札者が有効な電子証明書を取得しておらず(紙入札方式に よる場合は、入札者又はその代理人の記名がなく)、必要事項を確認できない入 札
 - カ 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札
 - キ 入札保証金が19(1)に規定する金額に達しない入札
 - ク 入札参加資格のない者、入札参加条件に反した者(競争参加資格の確認を受けた者で、その後落札決定までの間に指名停止措置を受けた者等入札参加条件に反したものを含む。)及び虚偽の申請を行った者がした入札
 - ケ くじ番号の記載のない入札(くじ番号の重複記載又は誤字若しくは脱字等によ

- り必要事項を確認できない入札を含む。)
- コ 入札書提出時に、工事費内訳書の提出がない入札
- サ 入札書に記載した入札金額に対応した工事費内訳書の提出がない入札
- シ 入札書提出時に、技術提案の提出がない入札
- ス 入札書提出時に、採用された内容と異なる技術提案を提出した入札
- (2) 無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。
- 21 落札者の決定方法及び落札者決定通知
 - (1) 落札者の決定方法
 - ア 入札価格が予定価格と数値的判断による失格基準の範囲内の価格で有効な入札 を行った者のうち、11(2)によって得られた評価値の最も高い者を落札候補者とす る。
 - イ 落札候補者が1者であるとき、その者の入札価格が調査基準価格以上であれば 、落札者として決定する。
 - ウ 落札候補者が2者以上であるとき、その全ての者の入札価格が調査基準価格以上であれば、電子くじにより落札者を決定する。
 - エ 落札候補者の入札価格が調査基準価格未満であれば、落札者の決定を保留し、 低入札価格調査実施要領に基づく調査を実施する。
 - オ 低入札価格調査を行うこととなった場合は、調査基準価格を下回る入札を行った者(低入札価格調査実施要領第6条第1項における数値的判断による失格基準に該当する者を除く。以下「低入札価格入札者」という。)全てに対し、開札後の令和6年4月19日(金曜日)中に、低入札価格調査に係る調査書類の提出について、ファクシミリにより通知するものとする。
 - カ オの通知を受領した低入札価格入札者は、調査書類を作成し、令和6年4月22 日(月曜日)午後5時00分までに8(1)の場所に持参しなければならない。

なお、調査書類の作成にあたっては、低入札価格調査実施要領及び低入札価格 調査資料作成要領に基づき作成すること。

- キ 低入札価格調査は、落札候補者のほか、複数の者について並行して行うことがある。
- ク 低入札価格調査の対象者は、事後の事情聴取等に協力しなければならない。

汨

価

なお、事情聴取等の日程等については、改めて通知する。

- ケ 低入札価格調査の結果、契約内容に適合した履行がなされると認められる場合 は、その者を落札者として決定する。
- コ 低入札価格調査の結果、契約内容に適合した履行がなされないおそれがあると 認められる場合は、その者を失格とし、その者以外の者を対象として、順次ア以 降の方法により落札者を決定する。
- (2) 落札者決定通知

ア時期

- (ア) 上記(1)イ又は(1)ウにより落札者が決定した場合 令和6年4月19日(金曜日)
- (イ) 上記(1)ケ又は(1)コの方法で、落札者を決定した場合 令和6年5月中旬頃(予定)

イ 方法

電子入札システムにより通知する。ただし、紙入札方式による入札を行った者 に対しては、書面により通知する。

また、入札結果を落札者決定日の翌日から8(1)の場所において閲覧に供するほか、福岡県ホームページの入札情報サービスシステムに掲載する方法により公表する。

- 22 9の入札参加資格を入札参加申込時に得ていない者が行う入札参加申込み等
- (1) 入札参加申込時において、建築一式工事について、令和5年5月1日から令和6年4月30日まで有効な「福岡県が施工する建設工事の請負契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格」に定める資格を得ていない者及び福岡県に令和6年度建設工事競争入札参加資格審査申請を行っていない者等についても入札参加申込みを受け付ける。ただし、開札日時までに本工事に係る競争入札に参加する者に必要な資格審査を終了しておくこと。

なお、本工事に係る競争入札に参加する者に必要な資格の審査申請は入札書提出 の前日まで随時受け付けるが、当該申請が令和6年2月21日(水曜日)以降になる 場合は開札時までに審査を終了することができないおそれがあるので、注意するこ と。

- (2) 開札時までに入札参加資格を得ること及び公告の入札参加条件で示された総合評 定値等を満たすことを条件として入札書を受領する。
- (3) 次のとおり随時に入札参加資格申請を受け付ける。
 - ア 申請書の入手先

福岡県建築都市部建築指導課内(県庁行政棟7階北棟)

イ 申請書の価格

610円 (消費税を含む。ただし、郵送により入手する場合は、郵送料について別 途実費を徴収する。)

- ウ 申請書の提出場所及び申請に関する問合せ先 〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号 福岡県建築都市部建築指導課建設業係(県庁行政棟7階北棟) 電話番号 092-643-3719
- 工 受付日時

県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後4時00分まで

- オ 申請書の作成に用いる言語 日本語
- 23 本工事について、調査基準価格を下回った価格で契約する場合の条件
 - (1) 工事請負契約書(以下「契約書」という。)第4条第2項及び第5項に規定する契約保証金の額を、請負代金額の10分の3以上とすること。
 - (2) 契約書第35条第1項に規定する前金払ができる額は、請負代金額の10分の2以内とすること。また、契約書第35条第5項及び第6項もこれに準じて割合を変更すること。
 - (3) 契約書第55条第2項に規定する違約金の額は、請負代金額の10分の3とすること。
 - (4) 契約書第10条第1項第2号に規定する監理技術者又は主任技術者とは別に、代表 構成員は10(2)イ(イ)の入札参加条件を満たす技術者1名を専任で配置すること。

24 その他

(1) 本工事に直接関連する他の工事の請負契約を本工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定はない。

- (2) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 本公告における当該調達は、政府調達に関する協定(平成7年条約第23号)の適用を受ける。

なお、協定に基づいて設置した福岡県政府調達苦情検討委員会への苦情の申立て については、福岡県庁ホームページ(https://www.pref.fukuoka.lg.jp/)に掲載し ている。

(4) 調達手続の停止等

政府調達に係る苦情処理の関係において、福岡県政府調達苦情検討委員会が調達 手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。

- (5) 詳細は、入札説明書による。
- (6) 契約書の作成を要する。
- (7) 落札者は、契約の締結に当たって、契約書第48条の3第1項各号に該当しないこと及びこれに該当する者を下請負人等としないこと等について誓約する誓約書を提出することとし、誓約書を提出しない場合は、契約を締結しないものとする。

25 Summary

(1) Subject of contract:

New Construction work on Sawara Special Support School (tentative name)

- (2) Deadline for the submission of application forms and relevant documents for confirmation of eligibility to participate:
 - 3:00 P. M. on 21 February 2024.
- (3) Deadline for the submission of bids via electronic bidding system:
 - 2:58 P. M. on 19 April 2024.

(Must be received by 3:00 P. M. on 19 April 2024 if submitted in person, or by 5:00 P. M. on 18 April 2024 if submitted by post).

(4) Contact:

Contract Division

Departmental Affairs Division

Department of Structures and Urban Planning

Fukuoka Prefectural Government

7 – 7 Higashikoen, Hakata – ku, Fukuoka – shi, Fukuoka – ken, Japan 812 – 8577

TEL 092 - 643 - 3707

(If you have any questions regarding bidding, please contact the above department)

公告

福岡県が発注する政府調達に関する協定の適用を受ける建設工事について、次のとおり一般競争入札に付します。

令和6年2月6日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 工事名

宗像特別支援学校(仮称)新築工事

2 工事場所

宗像市赤間文教町

3 工事概要

建築一式工事 (特別支援学校 (鉄筋コンクリート造一部木造、地上3階建て、延床 面積10.742.34㎡) の新築工事)

4 使用する主要な資機材

コンクリート 約9.900m³

鉄筋 約1.400 t

鉄骨 約13.0 t

5 工期

令和6年6月定例県議会に係る契約の効力発生の日から令和7年12月26日(金曜日

-)まで
- 6 工事の発注方式
- (1) 本工事は、入札時に施工計画等に関する技術提案を受け付け、価格以外の要素と 価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式(標準型)の適用工事であ

る。

- (2) 本工事は、最低制限価格は適用されず、低入札価格調査の対象工事である。
- (3) 本工事は、低入札価格調査の対象となる調査基準価格(以下「調査基準価格」という。)及び数値的判断による失格基準を設けている。

なお、詳細は「福岡県建築都市部建設工事低入札価格調査実施要領」(以下「低 入札価格調査実施要領」という。)による。

- (4) 本工事の契約は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条に規定する県議会の 議決事項であり、落札者決定後、落札者との間に仮契約を締結し、県議会の議決を 経て本契約となるものである。
- 7 電子入札に関する事項

本工事は、電子入札システムにより入札手続を行う電子入札対象工事である。ただ し、電子入札システムによりがたい場合は、紙での入札手続(以下「紙入札方式」と いう。)によることができる。

- 8 入札に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
- (1) 入札手続に関すること

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号 福岡県建築都市部建築都市総務課契約室(県庁行政棟7階) 電話番号 092-643-3707

(2) 工事に関すること

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号 福岡県建築都市部営繕設備課学校設計係(県庁行政棟7階) 電話番号 092-643-3746

9 入札参加資格(地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5第1項の規定 に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。)

建築一式工事について、「福岡県が施工する建設工事等の請負契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格」(平成28年3月福岡県告示第219号)に定める資格を開札時から契約の効力が発生する時まで継続して有していること。

10 入札参加条件(地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。)

令和6年2月21日 (水曜日) 現在において、次の条件を満たすこと。 なお、開札時点においても同条件を満たすこと。

- (1) すべての参加者に対する条件
 - ア 地方自治法施行令第167条の4に該当する者でないこと。
 - イ 福岡県建設工事に係る建設業者の指名停止等措置要綱(昭和62年6月30日総務 部長依命通達)に基づく指名停止(以下「指名停止」という。)期間中でないこ と。なお、指名停止期間中でないこととは、入札参加申込受付の期限日から落札 決定の日までの期間中に指名停止を受けていないことをいう。
 - ウ 福岡県建設工事競争入札参加者の格付及び選定要綱(昭和54年9月22日総務部 長依命通達)第7条第2項の規定に基づく措置期間中でないこと。
 - エ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと(更生手続開始の決定後又は再生手続開始の決定後、手続開始決定日以降の日を審査基準日とする経営事項審査(以下「経審」という。)に基づく入札参加資格者名簿の登載者を除く。)。
 - オ 当該工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本・人事面において関連がある建設業者でないこと。
 - カ 次の(ア)から(ウ)までに定める届出の義務を履行していない建設業者(当該届出の 義務がない者を除く。)でないこと。
 - (ア) 健康保険法(大正11年法律第70号)第48条の規定による届出の義務
 - (イ) 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条の規定による届出の義務
 - (ウ) 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定による届出の義務
 - キ 建築工事業について、建設業法(昭和24年法律第100号)第3条の規定による 許可を有して営業年数が3年以上あり、同法第15条の規定による特定建設業の許 可を受けていること。
 - ク 3者組合せによる特定建設工事共同企業体(以下「3者JV」という。)、2 者組合せによる特定建設工事共同企業体(以下「2者JV」という。)又は単体企業で施工すること。なお、出資割合は、3者JVの場合は20%以上、2者JVの場合は30%以上であること。また、本工事に係る特定建設工事共同企業体の構

成員は、単体企業で参加することができないこと。

- (2) 3者 J V の構成員に対する条件
 - ア 代表構成員に対する条件
 - (ア) 平成20年度以降に元請として、主たる構造が鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で、4,200㎡以上の建築物の新築、改築又は増築に係る建築一式工事を施工した実績(共同企業体による施工については、出資割合が20%以上の工事に限る。)を有すること。なお、面積は建築基準法(昭和25年法律第201号)による建物1棟分の延床面積とする。
 - (4) 建築工事業について監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者を監理技術者として契約工期開始日から当該工事に専任で配置できる者であること。ただし、現場説明書に専任を要しない期間の定めがある場合は、この限りでない。なお、当該工事は、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者の配置を認めない。
 - (ウ) 建築一式工事について、審査基準日が令和3年10月1日から令和4年9月30日までにある経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の総合評定値(以下「評点|という。)が1.190点以上であること。

ただし、(1)エに規定する決定日以降の経審を受けている場合は、決定日以降の経審による評点が1.190点以上であること。

- (エ) 構成員中、最大の施工能力を有し、かつ出資割合が最大であること。
- (オ) 本工事に係る他の | Vの構成員となることができないこと。
- イ 他の構成員2者のうち1者に対する条件
- (ア) 平成20年度以降に元請として、主たる構造が鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で、1,000㎡以上の建築物の新築、改築又は増築に係る建築一式工事を施工した実績(共同企業体による施工については、出資割合が20%以上の工事に限る。)を有すること。なお、面積は建築基準法による建物1棟分の延床面積とする。
- (イ) 建築工事業について監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する 者又は国家資格を有する主任技術者を契約工期開始日から当該工事に専任で配 置できる者であること。ただし、現場説明書に専任を要しない期間の定めがあ

る場合は、この限りでない。

(ウ) 建築一式工事について、審査基準日が令和3年10月1日から令和4年9月30日までにある評点が900点以上であること。

ただし、(1)エに規定する決定日以降の経審を受けている場合は、決定日以降 の経審による評点が900点以上であること。

- (エ) 本工事に係る他の I V の構成員となることができないこと。
- ウ 他の構成員2者のうちイ以外の構成員に対する条件
- (ア) 平成20年度以降に元請として、主たる構造が鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で、500㎡以上の建築物の新築、改築又は増築に係る建築一式工事を施工した実績(共同企業体による施工については、出資割合が20%以上の工事に限る。)を有すること。なお、面積は建築基準法による建物1棟分の延床面積とする。
- (4) 建築工事業について監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する 者又は国家資格を有する主任技術者を契約工期開始日から当該工事に専任で配 置できる者であること。ただし、現場説明書に専任を要しない期間の定めがあ る場合は、この限りでない。
- (ウ) 建築一式工事について、審査基準日が令和3年10月1日から令和4年9月30日までにある評点が750点以上であること。

ただし、(1)エに規定する決定日以降の経審を受けている場合は、決定日以降 の経審による評点が750点以上であること。

- (エ) 本工事に係る他の I V の構成員となることができないこと。
- (3) 2者 I V の構成員に対する条件
 - ア 代表構成員に対する条件 (2)のアのとおりとする。
 - イ 他の構成員に対する条件 (2)のイのとおりとする。
- (4) 単体企業の参加者に対する条件 (2)のアの(ア)から(ウ)までのとおりとする。
- 11 総合評価方式に関する事項

(1) 評価項目及び配点

各評価項目について別に定める評価基準(福岡県ホームページ掲載の「別表1: 評価項目及び評価基準」)に基づき評価する。

(2) 総合評価の方法

「10 入札参加条件」を満たす入札参加者全てに標準点(100点)を与え、さらに(1)について評価し、 $0\sim20$ 点の範囲で加算点を加えたものを技術評価点とし、技術評価点を入札価格で除して得られた評価値により評価を行う。

(算出式)

技術評価点=標準点(100点)+加算点(0~20点)

評価値=技術評価点/入札価格

落札者の決定方法は、21による。

(3) 技術提案の作成

技術提案は、入札説明書に基づき作成するものとする。

12 入札説明書の交付

(1) 期間

令和6年2月6日(火曜日)から令和6年3月22日(金曜日)までの毎日(福岡県の休日を定める条例(平成元年福岡県条例第23号)第1条に規定する休日(以下「県の休日」という。)を除く。)、午前9時00分から午後5時00分まで

(2) 場所

8(1)に同じ。

また、福岡県ホームページからダウンロードすることによる交付も行う。

なお、郵送による交付を希望する場合は、返信用切手を貼り付けた宛先明記の返 信用封筒を同封の上、8(1)に請求すること。

13 契約条項等を示す場所及び日時

本件工事に係る工事請負契約書案の縦覧を8(1)、設計図面及び仕様書の縦覧を8(2) の部局で行う。

(1) 縦覧期間

縦覧期間は、令和6年2月6日(火曜日)から令和6年4月19日(金曜日)までの毎日(ただし、県の休日を除く。)、午前9時00分から午後5時00分までとする

(2) 設計図面の配付

設計図面については、令和6年2月6日(火曜日)から令和6年4月19日(金曜日)までの県の休日を除く毎日、8(1)の部局より配付する。希望者は、FAXにより申し込んだ後に受け取ること。

- 14 入札参加申込みの受付
 - (1) 電子入札対応の場合

令和6年2月6日(火曜日)から令和6年2月21日(水曜日)までの毎日(県の休日を除く。)、午前9時00分から午後5時00分(ただし、受付最終日については午後3時00分)までに電子入札システムにより提出すること。ただし、持参又は郵送を必要とする書類については、8(1)の場所に上記の期間の毎日(県の休日を除く。)、午前9時00分から午後5時00分(ただし、受付最終日については午後3時00分)までに提出すること(郵送は書留郵便に限る。期間内必着)。

(2) 紙入札方式による場合

持参又は郵送により、8(1)の場所に、令和6年2月6日(火曜日)から令和6年2月21日(水曜日)までの毎日(県の休日を除く。)、午前9時00分から午後5時00分(ただし、受付最終日については午後3時00分)までに提出すること(郵送は書留郵便に限る。期間内必着)。

- 15 入札書の受領期間、提出場所及び提出方法
 - (1) 受領期間
 - ア 電子入札対応の場合

令和6年4月8日(月曜日)から令和6年4月19日(金曜日)午前9時58分までの電子入札システム稼働時間

イ 紙入札方式による場合

持参により提出する場合は令和6年4月8日(月曜日)から令和6年4月19日(金曜日)午前10時00分まで(県の休日を除く。)に提出すること。ただし、郵送により提出する場合は、令和6年4月8日(月曜日)から令和6年4月18日(木曜日)午後5時00分までに提出すること。

(2) 提出場所

8(1)に同じ

(3) 提出方法

ア 入札書は、電子入札システムにより提出すること。

イ 紙入札方式による場合は、持参又は郵送により提出すること(郵送は書留郵便 に限る。期間内必着)。

ウ 入札執行回数は、1回とする。

16 工事費内訳書の提出

入札に際し、入札書に記載される入札金額に対応した丁事費内訳書を電子入札シス テムにより提出すること。ただし、紙入札方式による場合は、持参又は郵送により提 出すること。

17 技術提案の提出

入札説明書に示す期限までに提出された技術提案のうち、発注者が採用すると通知 した技術提案を所定の様式に記載の上、入札の際に、電子入札システムにより提出す ること。ただし、紙入札方式による場合は、持参又は郵送により提出すること。

18 開札の日時及び場所

(1) 日時

入札終了後、直ちに行う。

(2) 場所

福岡市博多区東公園7番7号

福岡県建築都市部建築都市総務課入札室(県庁行政棟7階)

19 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積もった契約希望金額(税込み)の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わ る担保を8(1)の場所に納付し、又は提供すること。ただし、次のいずれかに該当す る場合は、入札保証金の納付が免除される。

- ア 県を被保険者とする入札保証保険契約(見積もった契約希望金額(税込み)の 100分の5以上を保険金額とするもの)を締結し、その証券を提出する場合
- イ 全ての構成員について、過去2年以内に、本県若しくは本県以外の地方公共団 体又は国(独立行政法人等を含む。)との同種・同規模の契約を履行(2件)し

たことを証明する書面を提出する場合

(2) 契約保証金

請負代金額の100分の10以上(調査基準価格を下回った価格で契約を締結したとき は、100分の30以上)とする契約保証金又はこれに代わる担保を納付し、又は提供す ること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、契約保証金の納付が免除される

- ア 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約 (請負代金額の100分の 10以上(調査基準価格を下回った価格で契約を締結したときは、100分の30以上) を保険金額とするもの)を締結し、その証券を提出する場合
- イ 保険会社等と工事履行保証契約 (請負代金額の100分の10以上 (調査基準価格を 下回った価格で契約を締結したときは、100分の30以上)を保険金額とするもの) を締結し、その証券を提出する場合

20 入札の無効

- (1) 次の入札は、無効とする。
 - ア 金額の記載がない入札
 - イ 法令又は入札説明書等において示した入札に関する条件に違反している入札
 - ウ 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札
 - エ 所定の場所及び日時に到達しない入札
 - オ 電子入札の場合、入札者が有効な電子証明書を取得しておらず(紙入札方式に よる場合は、入札者又はその代理人の記名がなく)、必要事項を確認できない入
 - カ 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札
 - キ 入札保証金が19(1)に規定する金額に達しない入札
 - ク 入札参加資格のない者、入札参加条件に反した者(競争参加資格の確認を受け た者で、その後落札決定までの間に指名停止措置を受けた者等入札参加条件に反 したものを含む。)及び虚偽の申請を行った者がした入札
 - ケ くじ番号の記載のない入札(くじ番号の重複記載又は誤字若しくは脱字等によ り必要事項を確認できない入札を含む。)
 - コ 入札書提出時に、工事費内訳書の提出がない入札

- サ 入札書に記載した入札金額に対応した工事費内訳書の提出がない入札
- シ 入札書提出時に、技術提案の提出がない入札
- ス 入札書提出時に、採用された内容と異なる技術提案を提出した入札
- (2) 無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。
- 21 落札者の決定方法及び落札者決定通知
- (1) 落札者の決定方法
 - ア 入札価格が予定価格と数値的判断による失格基準の範囲内の価格で有効な入札 を行った者のうち、11(2)によって得られた評価値の最も高い者を落札候補者とす る。
 - イ 落札候補者が1者であるとき、その者の入札価格が調査基準価格以上であれば 、落札者として決定する。
 - ウ 落札候補者が2者以上であるとき、その全ての者の入札価格が調査基準価格以上であれば、電子くじにより落札者を決定する。
 - エ 落札候補者の入札価格が調査基準価格未満であれば、落札者の決定を保留し、 低入札価格調査実施要領に基づく調査を実施する。
 - オ 低入札価格調査を行うこととなった場合は、調査基準価格を下回る入札を行った者(低入札価格調査実施要領第6条第1項における数値的判断による失格基準に該当する者を除く。以下「低入札価格入札者」という。)全てに対し、開札後の令和6年4月19日(金曜日)中に、低入札価格調査に係る調査書類の提出について、ファクシミリにより通知するものとする。
 - カ オの通知を受領した低入札価格入札者は、調査書類を作成し、令和6年4月22日(月曜日)午後5時00分までに8(1)の場所に持参しなければならない。

なお、調査書類の作成にあたっては、低入札価格調査実施要領及び低入札価格 調査資料作成要領に基づき作成すること。

- キ 低入札価格調査は、落札候補者のほか、複数の者について並行して行うことが ある。
- ク 低入札価格調査の対象者は、事後の事情聴取等に協力しなければならない。 なお、事情聴取等の日程等については、改めて通知する。
- ケ 低入札価格調査の結果、契約内容に適合した履行がなされると認められる場合

- は、その者を落札者として決定する。
- コ 低入札価格調査の結果、契約内容に適合した履行がなされないおそれがあると 認められる場合は、その者を失格とし、その者以外の者を対象として、順次ア以 降の方法により落札者を決定する。
- (2) 落札者決定通知

ア時期

- (ア) 上記(1)イ又は(1)ウにより落札者が決定した場合 令和6年4月19日(金曜日)
- (イ) 上記(1)ケ又は(1)コの方法で、落札者を決定した場合 令和6年5月中旬頃(予定)

イ 方法

電子入札システムにより通知する。ただし、紙入札方式による入札を行った者に対しては、書面により通知する。

また、入札結果を落札者決定日の翌日から8(1)の場所において閲覧に供するほか、福岡県ホームページの入札情報サービスシステムに掲載する方法により公表する。

- 22 9の入札参加資格を入札参加申込時に得ていない者が行う入札参加申込み等
 - (1) 入札参加申込時において、建築一式工事について、令和5年5月1日から令和6年4月30日まで有効な「福岡県が施工する建設工事の請負契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格」に定める資格を得ていない者及び福岡県に令和6年度建設工事競争入札参加資格審査申請を行っていない者等についても入札参加申込みを受け付ける。ただし、開札日時までに本工事に係る競争入札に参加する者に必要な資格審査を終了しておくこと。

なお、本工事に係る競争入札に参加する者に必要な資格の審査申請は入札書提出 の前日まで随時受け付けるが、当該申請が令和6年2月21日(水曜日)以降になる 場合は開札時までに審査を終了することができないおそれがあるので、注意するこ と。

(2) 開札時までに入札参加資格を得ること及び公告の入札参加条件で示された総合評 定値等を満たすことを条件として入札書を受領する。

- (3) 次のとおり随時に入札参加資格申請を受け付ける。
 - ア 申請書の入手先

福岡県建築都市部建築指導課内(県庁行政棟7階北棟)

イ 申請書の価格

610円(消費税を含む。ただし、郵送により入手する場合は、郵送料について別 途実費を徴収する。)

ウ 申請書の提出場所及び申請に関する問合せ先

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

福岡県建築都市部建築指導課建設業係(県庁行政棟7階北棟)

電話番号 092-643-3719

工 受付日時

県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後4時00分まで

オ 申請書の作成に用いる言語

日本語

- 23 本工事について、調査基準価格を下回った価格で契約する場合の条件
 - (1) 工事請負契約書(以下「契約書」という。)第4条第2項及び第5項に規定する 契約保証金の額を、請負代金額の10分の3以上とすること。
 - (2) 契約書第35条第1項に規定する前金払ができる額は、請負代金額の10分の2以内とすること。また、契約書第35条第5項及び第6項もこれに準じて割合を変更すること。
 - (3) 契約書第55条第2項に規定する違約金の額は、請負代金額の10分の3とすること。
- (4) 契約書第10条第1項第2号に規定する監理技術者又は主任技術者とは別に、代表 構成員は10(2)イ(イ)の入札参加条件を満たす技術者1名を専任で配置すること。
- 24 その他
 - (1) 本工事に直接関連する他の工事の請負契約を本工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定はない。
- (2) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(3) 本公告における当該調達は、政府調達に関する協定(平成7年条約第23号)の適用を受ける。

なお、協定に基づいて設置した福岡県政府調達苦情検討委員会への苦情の申立てについては、福岡県庁ホームページ(https://www.pref.fukuoka.lg.jp/)に掲載している。

(4) 調達手続の停止等

政府調達に係る苦情処理の関係において、福岡県政府調達苦情検討委員会が調達 手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。

- (5) 詳細は、入札説明書による。
- (6) 契約書の作成を要する。
- (7) 落札者は、契約の締結に当たって、契約書第48条の3第1項各号に該当しないこと及びこれに該当する者を下請負人等としないこと等について誓約する誓約書を提出することとし、誓約書を提出しない場合は、契約を締結しないものとする。
- 25 Summary
 - (1) Subject of contract:

New Construction work on Munakata Special Support School (tentative name)

- (2) Deadline for the submission of application forms and relevant documents for confirmation of eligibility to participate:
 - 3:00 P. M. on 21 February 2024.
- (3) Deadline for the submission of bids via electronic bidding system:
 - 9:58 A. M. on 19 April 2024.

(Must be received by 10:00 A. M. on 19 April 2024 if submitted in person, or by 5:00 P. M. on 18 April 2024 if submitted by post).

(4) Contact:

Contract Division

Departmental Affairs Division

Department of Structures and Urban Planning

Fukuoka Prefectural Government

8577

TEL 092 - 643 - 3707

(If you have any questions regarding bidding, please contact the above department)

7 - 7 Higashikoen, Hakata - ku, Fukuoka - shi, Fukuoka - ken, Japan 812 -

公告

都市計画の案について公聴会を開催するので、福岡県都市計画公聴会規則(昭和45年 福岡県規則第43号)第3条第1項の規定により次のように公告する。

令和6年2月6日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 変更しようとする都市計画の種類

福岡広域都市計画道路3・4・11-6号 篠原前原線

- 2 開催の日時及び場所
- (1) 日時

令和6年2月29日 午後7時から

(2) 場所

糸島市役所1階101会議室(糸島市前原西一丁目1番1号)

- 3 都市計画の案の概要及び閲覧
- (1) 福岡広域都市計画道路の変更の案の概要

路線名	位 置	区域 (延長)
3 · 4 · 11 - 6 号 篠原前原線	(廃止する)	

(2) 閲覧

令和6年2月7日から同年2月20日までの間、福岡県建築都市部都市計画課及び 糸島市役所建設都市部都市計画課において、公衆の閲覧に供する。

- 4 意見を述べようとする者の申出の方法及び期限等
 - (1) 公聴会において意見を述べようとする者は、公述申出書を令和6年2月20日(必 着)までに福岡県建築都市部都市計画課に提出すること。

- (2) 公述申出書(様式)は、3の閲覧場所において配布する。
- 5 公述人の選定及び公述方法

公述申出書を提出した者で、公述人に選定されたものは、公聴会に出席して公述申 出書に記載した内容により意見を述べることができる。

- 6 その他
- (1) 傍聴

公述人を除き、この公聴会の傍聴を希望する者は、公聴会当日、会場にて開催の 30分前から傍聴券を交付するので、受付に申し込むこと。ただし、申込み多数の場 合は先着順とする。

(2) 開催の中止

公述申出者がいない場合は、この公聴会は中止されるので、傍聴を希望する者は 、開催情報について事前に県ホームページ(https://www.pref.fukuoka.lg.jp/)又 は直接問い合わせにより確認すること。

(3) 問い合わせ先

この公聴会についての問い合わせは、福岡県建築都市部都市計画課(福岡市博多 区東公園7番7号 電話092-643-3711) に対して行うこと。

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第36 条第3項の規定により公告する。

令和6年2月6日

福岡県知事 服部 誠太郎

開発区域に含まれる地域の名称

(第二工区) 小郡市大板井字字藤町522番1及び522番4から522番7まで

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

北九州市八幡西区幸神四丁目7番6号

辰巳開発株式会社

代表取締役 今村 誠児

Ш 9 町 α

汨

価

么

公安委員会

福岡県公安委員会告示第16号

警備業法(昭和47年法律第117号)第23条に規定する検定を次のとおり実施するので、 警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則 |という。)第7条の規定により公示する。

令和6年2月6日

福岡県公安委員会

1 検定の種別

交通誘導警備業務2級

2 検定の実施日、時間及び場所

実 施 日	実施時間	実 施 場 所
令和6年5月23日(木)	午前9時00分から午後	北九州市門司区小森江三丁目9番1号
令和6年5月24日(金)	6 時00分までの間	福岡県警察警備員教育センター

※ 上記表の実施時間中、午前9時00分から午前9時30分までの間を受付時間とし、 午前9時30分から筆記試験を開始する。

また、全ての試験が終了した時点をもって、検定終了時刻とする。

3 受検定員

各検定15名

4 受検資格

福岡県内に住所を有する者又は福岡県内の営業所に属する警備員

5 検定の方法

検定は、学科試験及び実技試験により行う。

なお、学科試験(5枝択一式20問)の後、実技試験を行うが、学科試験において不合格(90パーセント以上の成績に満たない場合)となった者については実技試験を行わない。

- 6 学科試験及び実技試験
- (1) 学科試験

- ア 警備業務に関する基本的な事項
- イ法令に関すること。
- ウ 車両等の誘導に関すること。
- エ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
- (2) 実技試験
 - ア
 車両等の誘導に関すること。
 - イ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
- 7 検定申請手続等
- (1) 事前(電話)受付期間
 - ア 受付日

令和6年4月15日(月)及び同年4月16日(火)

イ 受付時間

午前9時00分から午後4時00分までの間

(2) 受検申請手続期間

事前(電話)申込日又はその翌日の午前9時00分から午後4時00分までの間

- (3) 受検申請手続場所
 - ア 住所地を管轄する警察署
 - イ 営業所を管轄する警察署
- (4) 必要書類
 - ア 必須書類
 - (ア) 検定申請書(検定規則別記様式第1号)1通
 - (イ) 写真 2 枚 (申請前 6 月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の 長さ 3 センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名 及び撮影年月日を記入したもの)
 - イ 必要に応じて添付すべき書類
 - (ア) 住所地を管轄する警察署に申請する場合

住所地を疎明する書面(住民票の写しのコピー、運転免許証のコピー等)

~

- (イ) 営業所を管轄する警察署に申請する場合 営業所に属していることを疎明する書面(営業所所属証明書等)
- (5) 検定手数料

14.000円

場合についても返還しない。

※ 検定手数料については、福岡県領収証紙により納付すること。 また、検定手数料は、申請受付後に申請を取り消した場合又は受検しなかった

- (6) 申請方法
 - ア 受検を希望する者は、原則として受検希望者本人が、まず7(1)の事前(電話)受付期間内に、受付専用電話(080-4059-9319)に電話して事前申込み(1電話につき1名)を行い、事前受付番号を取得すること。ただし、先着順で事前受付を行い、受付期間中であっても、定員に達したときは受付を締め切ることとする。
 - ※ 受付専用電話以外での事前受付は、一切行わない。
 - イ 事前 (電話) 申込みを行い事前受付番号を取得した者は、7(2)のとおり、事前 申込みを行った当日又はその翌日の午前9時00分から午後4時00分までの間に、 7(3)のとおり、住所地又は営業所の所在地を管轄する警察署に事前受付番号を申 告するとともに、7(4)に掲げる必要書類に検定手数料を添えて受検申請し、受検 票の交付を受けること。
 - ※ 書類持参以外の方法による申込み (郵送等) は、一切受け付けない。
 - ウ 事前受付番号を取得した場合であっても、7(2)の受検申請手続期間 (2日間) 内に受検申請手続きを行わなかった者の事前受付番号及び事前申込みは、無効と する。
 - エ 受検申請手続きは、原則として受検者本人が行うこと。ただし、やむを得ない 事情等により代理人が行う場合は、受検者本人の委任状を持参すること。
- 8 成績証明書の交付

学科試験及び実技試験ともに合格(90パーセント以上の成績を合格とする。)した 者に対し、即日、成績証明書を交付する。

9 その他

- (1) 検定当日は、受検票、筆記用具、警笛及び動きやすい服装(靴)を必ず持参すること。
- (2) 検定に関する問い合わせは、福岡県の休日を定める条例(平成元年福岡県条例第23号)第1条第1項に規定する県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分までの間、福岡県警察本部生活保安課警備業係(電話092(641)4141内線3173、3174)に対して行うこと。
- (3) 検定申請書 (検定規則別記様式第1号) については、福岡県警察のホームページ からダウンロードすることができる。
- (4) 福岡県領収証紙の売りさばき所については、福岡県庁のホームページで確認することができる。

福岡県公安委員会告示第17号

警備業法(昭和47年法律第117号)第23条に規定する検定を次のとおり実施するので、 警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則 |という。)第7条の規定により公示する。

令和6年2月6日

福岡県公安委員会

- 1 検定の種別
- (1) 雑踏警備業務1級
- (2) 雑踏警備業務2級
- 2 検定の実施日、時間及び場所
- (1) 雜踏警備業務1級

実 施 日	実施時間	実 施 場 所
令和6年5月30日(木)		北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター

(2) 雑踏警備業務2級

実 施 日	実施時間	実 施 場 所
令和6年5月31日(金)		北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター

※ 上記各表の実施時間中、午前9時00分から午前9時30分までの間を受付時間と し、午前9時30分から筆記試験を開始する。

また、全ての試験が終了した時点をもって、検定終了時刻とする。

3 受検定員

各検定15名

- 4 受検資格
- (1) 雑踏警備業務1級

福岡県内に住所を有する者又は福岡県内の営業所に属する警備員であって、次のいずれかに該当するもの

- ア 申込時に、検定を受けようとする警備業務の種別について2級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、当該種別の警備業務に従事している期間が1年以上であるもの
- イ 都道府県公安委員会がアに掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認め る者
- (2) 雑踏警備業務2級

福岡県内に住所を有する者又は福岡県内の営業所に属する警備員

5 検定の方法

検定は、学科試験及び実技試験により行う。

なお、学科試験(5枝択一式20間)の後、実技試験を行うが、学科試験において不合格(90パーセント以上の成績に満たない場合)となった者については実技試験を行わない。

- 6 学科試験及び実技試験
- (1) 雑踏警備業務1級
 - ア 学科試験
 - (ア) 警備業務に関する基本的な事項
 - (イ) 法令に関すること。
 - (ウ) 雑踏の整理に関すること。
 - (エ) 雑踏警備業務の管理に関すること。
 - (オ) 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置

に関すること。

イ 実技試験

- (ア) 雑踏の整理に関すること。
- (イ) 雑踏警備業務の管理に関すること。
- (ウ) 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置 に関すること。
- (2) 雑踏警備業務2級

ア 学科試験

- (ア) 警備業務に関する基本的な事項
- (イ) 法令に関すること。
- (ウ) 雑踏の整理に関すること。
- (エ) 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置 に関すること。

イ 実技試験

- (ア) 雑踏の整理に関すること。
- (イ) 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置 に関すること。

7 検定申請手続等

- (1) 事前(電話)受付期間
 - ア 受付日

令和6年4月15日(月)及び同年4月16日(火)

イ 受付時間

午前9時00分から午後4時00分までの間

(2) 受検申請手続期間

事前(電話)申込日又はその翌日の午前9時00分から午後4時00分までの間

- (3) 受検申請手続場所
 - ア 住所地を管轄する警察署
 - イ 営業所を管轄する警察署
- (4) 必要書類

ア 必須書類

- (ア) 検定申請書(検定規則別記様式第1号)1通
- (イ) 写真 2 枚 (申請前 6 月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の 長さ3 センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名 及び撮影年月日を記入したもの)
- (ウ) 1級の受検資格を疎明する、以下のいずれかの書類(1級検定受検希望者に限る。)
 - a 検定を受けようとする警備業務の種別の2級検定合格証明書の写し及び当該種別の合格証明書の交付を受けた後、当該警備業務に従事した期間が1年以上であることを疎明する書面(警備業者が作成する警備業務従事証明書等)
 - b 検定規則第8条第2号の規定により都道府県公安委員会が交付した書面(1級検定受検資格認定書)
- イ 必要に応じて添付すべき書類
- (ア) 住所地を管轄する警察署に申請する場合 住所地を疎明する書面(住民票の写しのコピー、運転免許証のコピー等)
- (イ) 営業所を管轄する警察署に申請する場合 営業所に属していることを疎明する書面(営業所所属証明書等)
- (5) 検定手数料

13,000円

※ 検定手数料については、福岡県領収証紙により納付すること。

また、検定手数料は、申請受付後に申請を取り消した場合又は受検しなかった場合についても返還しない。

- (6) 申請方法
 - ア 受検を希望する者は、原則として受検希望者本人が、まず7(1)の事前(電話) 受付期間内に、受付専用電話(080-4059-9319)に電話して事前申込み(1電話につき1名)を行い、事前受付番号を取得すること。ただし、先着順で事前受付を行い、受付期間中であっても、定員に達したときは受付を締め切ることとする。

- ※ 受付専用電話以外での事前受付は、一切行わない。
- イ 事前(電話)申込みを行い事前受付番号を取得した者は、7(2)のとおり、事前申込みを行った当日又はその翌日の午前9時00分から午後4時00分までの間に、7(3)のとおり、住所地又は営業所の所在地を管轄する警察署に事前受付番号を申告するとともに、7(4)に掲げる必要書類に検定手数料を添えて受検申請し、受検票の交付を受けること。
 - ※ 書類持参以外の方法による申込み(郵送等)は、一切受け付けない。
- ウ 事前受付番号を取得した場合であっても、7(2)の受検申請手続期間(2日間) 内に受検申請手続きを行わなかった者の事前受付番号及び事前申込みは、無効と する。
- エ 受検申請手続きは、原則として受検者本人が行うこと。ただし、やむを得ない 事情等により代理人が行う場合は、受検者本人の委任状を持参すること。
- 8 成績証明書の交付

学科試験及び実技試験ともに合格(90パーセント以上の成績を合格とする。)した 者に対し、即日、成績証明書を交付する。

- 9 その他
- (1) 検定当日は、受検票、筆記用具及び動きやすい服装(靴)を必ず持参すること。
- (2) 検定に関する問い合わせは、福岡県の休日を定める条例(平成元年福岡県条例第23号)第1条第1項に規定する県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分までの間、福岡県警察本部生活保安課警備業係(電話092(641)4141内線3173、3174)に対して行うこと。
- (3) 検定申請書 (検定規則別記様式第1号) については、福岡県警察のホームページ からダウンロードすることができる。
- (4) 福岡県領収証紙の売りさばき所については、福岡県庁のホームページで確認することができる。

福岡県公安委員会告示第18号

警備業法(昭和47年法律第117号)第23条に規定する検定を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規

則」という。)第7条の規定により公示する。 令和6年2月6日

福岡県公安委員会

- 1 検定の種別
- (1) 核燃料物質等危険物運搬警備業務1級
- (2) 核燃料物質等危険物運搬警備業務2級
- 2 検定の実施日、時間及び場所
- (1) 核燃料物質等危険物運搬警備業務1級

実	施	日	実施時間	実 施 場 所
令和6年	6月27日	日 (木)	午前9時00分から午後6 時00分までの間	北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター

(2) 核燃料物質等危険物運搬警備業務2級

実	施	H	実施時間	実 施 場 所
令和6年6	5月28日	(金)		北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター

※ 上記各表の実施時間中、午前9時00分から午前9時30分までの間を受付時間と し、午前9時30分から筆記試験を開始する。

また、全ての試験が終了した時点をもって、検定終了時刻とする。

- 3 受検定員各検定15名
- 4 受検資格
- (1) 核燃料物質等危険物運搬警備業務1級

福岡県内に住所を有する者又は福岡県内の営業所に属する警備員であって、次のいずれかに該当するもの

- ア 申込時に、検定を受けようとする警備業務の種別について2級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、当該種別の警備業務に従事している期間が1年以上であるもの
- イ 都道府県公安委員会がアに掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認め る者

- (2) 核燃料物質等危険物運搬警備業務2級 福岡県内に住所を有する者又は福岡県内の営業所に属する警備員
- 5 検定の方法

検定は、学科試験及び実技試験により行う。

なお、学科試験(5枝択一式20間)の後、実技試験を行うが、学科試験において不合格(90パーセント以上の成績に満たない場合)となった者については実技試験を行わない。

- 6 学科試験及び実技試験
- (1) 核燃料物質等危険物運搬警備業務1級

ア 学科試験

- (ア) 警備業務に関する基本的な事項
- (イ) 法令に関すること。
- (ウ) 核燃料物質等危険物に関すること。
- (エ) 車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。
- (オ) 核燃料物質等危険物運搬警備業務の管理に関すること。
- (カ) 核燃料物質等危険物に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置 に関すること。

イ 実技試験

- (ア) 車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。
- (イ) 核燃料物質等危険物運搬警備業務の管理に関すること。
- (ウ) 核燃料物質等危険物に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置 に関すること。
- (2) 核燃料物質等危険物運搬警備業務2級

ア 学科試験

- (ア) 警備業務に関する基本的な事項
- (イ) 法令に関すること。
- (ウ) 核燃料物質等危険物に関すること。
- (エ) 車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。
- (オ) 核燃料物質等危険物に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置

に関すること。

イ 実技試験

- (ア) 車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。
- (イ) 核燃料物質等危険物に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置 に関すること。
- 7 検定申請手続等
- (1) 事前(電話)受付期間
 - ア 受付日

令和6年4月15日(月)及び同年4月16日(火)

イ 受付時間

午前9時00分から午後4時00分までの間

(2) 受検申請手続期間

事前(電話)申込日又はその翌日の午前9時00分から午後4時00分までの間

- (3) 受検申請手続場所
 - ア 住所地を管轄する警察署
 - イ 営業所を管轄する警察署
- (4) 必要書類
 - ア 必須書類
 - (ア) 検定申請書(検定規則別記様式第1号)1通
 - (イ) 写真2枚(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の 長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏 名及び撮影年月日を記入したもの)
 - (ウ) 1級の受検資格を疎明する、以下のいずれかの書類(1級検定受検希望者に 限る。)
 - a 検定を受けようとする警備業務の種別の2級検定合格証明書の写し及び当 該種別の合格証明書の交付を受けた後、当該警備業務に従事した期間が1年 以上であることを疎明する書面(警備業者が作成する警備業務従事証明書等
 - b 検定規則第8条第2号の規定により都道府県公安委員会が交付した書面(

1級検定受検資格認定書)

- イ 必要に応じて添付すべき書類
- (ア) 住所地を管轄する警察署に申請する場合 住所地を疎明する書面(住民票の写しのコピー、運転免許証のコピー等)
- (イ) 営業所を管轄する警察署に申請する場合 営業所に属していることを疎明する書面(営業所所属証明書等)
- (5) 検定手数料

16000円

- ※ 検定手数料については、福岡県領収証紙により納付すること。 また、検定手数料は、申請受付後に申請を取り消した場合又は受検しなかった 場合についても返還しない。
- (6) 申請方法
 - ア 受検を希望する者は、原則として受検希望者本人が、まず7(1)の事前(電話) 受付期間内に、受付専用電話(080-4059-9319)に電話して事前申込み(1電 話につき1名)を行い、事前受付番号を取得すること。ただし、先着順で事前受 付を行い、受付期間中であっても、定員に達したときは受付を締め切ることとす る。
 - ※ 受付専用電話以外での事前受付は、一切行わない。
 - イ 事前(電話)申込みを行い事前受付番号を取得した者は、7(2)のとおり、事前 申込みを行った当日又はその翌日の午前9時00分から午後4時00分までの間に、 7(3)のとおり、住所地又は営業所の所在地を管轄する警察署に事前受付番号を申 告するとともに、7(4)に掲げる必要書類に検定手数料を添えて受検申請し、受検 票の交付を受けること。
 - ※ 書類持参以外の方法による申込み(郵送等)は、一切受け付けない。
 - ウ 事前受付番号を取得した場合であっても、7(2)の受検申請手続期間(2日間) 内に受検申請手続きを行わなかった者の事前受付番号及び事前申込みは、無効と する。
 - エ 受検申請手続きは、原則として受検者本人が行うこと。ただし、やむを得ない 事情等により代理人が行う場合は、受検者本人の委任状を持参すること。

汨

 \blacksquare

么

汨

8 成績証明書の交付

学科試験及び実技試験ともに合格(90パーセント以上の成績を合格とする。)した者に対し、即日、成績証明書を交付する。

- 9 その他
- (1) 検定当日は、受検票、筆記用具及び動きやすい服装(靴)を必ず持参すること。
- (2) 検定に関する問い合わせは、福岡県の休日を定める条例(平成元年福岡県条例第23号)第1条第1項に規定する県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分までの間、福岡県警察本部生活保安課警備業係(電話092(641)4141内線3173、3174)に対して行うこと。
- (3) 検定申請書(検定規則別記様式第1号)については、福岡県警察のホームページからダウンロードすることができる。
- (4) 福岡県領収証紙の売りさばき所については、福岡県庁のホームページで確認することができる。

内水面漁場管理委員会

福岡県内水面漁場管理委員会指示第2号

漁業法(昭和24年法律第267号)第120条第1項及び第171条第4項の規定に基づき、シロウオ産卵場の保護を図るため、室見川における水産動植物の採捕禁止区域及び期間を次のとおり指示する。

ただし、福岡県漁業調整規則(令和2年福岡県規則第62号)第33条に基づくしろうおやなによる採捕、試験研究機関等が試験研究等のためにする採捕及び陸岸からの竿釣り、手釣りについてはこの限りでない。

令和6年2月6日

福岡県内水面漁場管理委員会会長 中 園 正 彦

1 禁止区域

室見川のうち、次のイ線から口線までの区域 イ線 福岡市西区愛宕、室見橋の上流端の線 口線 福岡市西区福重、新道井堰の下流端の線

2 禁止期間

令和6年3月1日から令和6年5月31日まで

再 掲

福岡県公告式条例(昭和25年福岡県条例第46号)第4条第2項において準用する同条 例第2条第2項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県告示第50号の2

福岡県税条例(昭和25年福岡県条例第36号。以下「条例」という。)第14条第1項の規定に基づき、県税(証紙徴収の方法による納付、条例第56条の規定による自動車税(環境性能割)の申告納付及び条例第57条の10の規定による自動車税(種別割)の徴収に係るものを除く。)に関する法令に基づく申告、申請、請求その他書類の提出(審査請求に関するものを除く。)又は納付若しくは納入に関する期限(以下「納期限等」という。)のうち、次の表に掲げる地域に住所又は居所の所在地(法人等にあっては、主たる事務所又は事業所の所在地)がある者に係るもので、納期限等が令和6年1月1日以降に到来するものについては、その納期限等を別に告示で定める期日まで延長する。

令和6年1月25日

福岡県知事 服部 誠太郎

指 定 地 域

富山県、石川県